

個 別 注 記 表

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のある有価証券……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のない有価証券……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建 物……………定額法

その他の有形固定資産……………定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額（簡便法による）及び年金資産額の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

また、顧客に対して支払う価格下落の補償や販売リベートを売上高から控除しています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方法によっております。

6. 重要な会計方針の変更

該当ありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	901,415千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,728,856千円
短期金銭債務	379,957千円

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、退職給付引当金の否認等であり
繰延税金負債の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	38,284円07銭
2. 1株当たり当期純利益	5,336円02銭

重要な後発事象に関する注記

該当有りません

当期純損益金額	当期純利益 480,243千円
---------	-----------------